



「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 受付終了のお知らせ

申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和4年10月 ～ 令和4年11月	令和5年2月28日（火）
令和4年12月 ～ 令和5年1月	令和5年3月31日（金）
令和5年2月 ～ 令和5年3月	令和5年5月31日（水）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、本年度末をもって終了する予定です。
申請期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

【注意点】

- 対象となる休業は、**新型コロナウイルス感染症の影響による休業**に限ります。
- 郵送申請の場合は**申請期限必着**、オンライン申請の場合は**申請期限内に申請内容を送信**する必要があります。
- オンライン又は郵送で申請期限内に申請していれば、申請書類の不足等でシステムや郵送により返戻を受けたものを申請期限後に再提出する場合であっても、申請期限内に申請されたものとして取り扱っています。

給付金額の算定

休業前の1日当たり
平均賃金

× 60% ×

各月の休業期間
の日数

－

・ 就労した日数
・ 労働者の事情で休んだ日数

1日当たり支給額（8,355円が上限）

休業実績

※ 令和4年11月末までの休業の場合は80%

お問い合わせ

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>（右記二次元バーコード）
- お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276 月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15

